

【業務停止処分】

(処分日：平成30年12月26日)

業者名 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
クレジットタイム 京都府知事（3）第03413号 平成22年10月8日	京都市上京区河原町通荒神口下る 上生州町222番地25	<ul style="list-style-type: none">・返済能力の調査義務違反・指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務違反・資力を明らかにする事項を記載した書面徴求義務違反・契約締結前の書面の交付義務違反・契約締結時の書面の交付義務違反・受取証書の交付義務違反・帳簿の備付け義務違反・個人信用情報の提供義務違反・指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得義務違反

1 業務停止期間

平成30年12月28日から平成31年3月27日まで（90日間）

2 停止対象業務

貸金業の業務の全部（ただし、弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）